

議案第 29 号

芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定の件
芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

平成 23 年 3 月 23 日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例

芽室町議会の議決すべき事件を定める条例（平成 23 年芽室町条例第 3 号）に定める議決すべき事件を除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告は、議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

定住自立圏形成協定の締結又は変更等にあたっては、地方自治法第 96 条第 2 項に基づく議会の議決を経る必要があることから、条例を制定しようとするものであります。